

地球温暖化対策計画書届出書

令和 7 年 7 月 23 日

名古屋市長 様

届出者 住 所 名古屋市東区東新町1番地
氏 名 中部電力株式会社
代表取締役社長 社長執行役員 林 欣吾

(代理者) 氏 名
(法人の場合は、所在地、名称及び代表者氏名)

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例第98条第1項の規定により、地球温暖化対策計画書の作成について、次のとおり届け出ます。

工場等の名称	ギジュツカイハツホンブ 技術開発本部			
工場等の所在地	名古屋市緑区大高町字北関山20-1			
業種等	業 種	電気・ガス・熱供給・水道業		
	業務部門における建築物の主たる用途	事務所		
事業の概要	工学研究所			
連絡先	担当部署	会社名・担当部署	中部電力株式会社 技術開発本部 企画部 総務・広報グループ	
		住 所	〒459 - 8522 名古屋市緑区大高町字北関山20番地の1	
	担当者氏名			
	電話番号等	電話番号		
		ファクシミリ番号		
		電子メールアドレス		
地球温暖化対策計画書	別添のとおり			
工場等番号	※			

注1 連絡先には地球温暖化対策計画書の内容に関する担当部署名等を記入してください。

2 ※印のある欄は記入しないでください。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とします。

地球温暖化対策計画書

1 地球温暖化対策事業者の概要

地球温暖化対策事業者 (届出者)の名称	中部電力株式会社
地球温暖化対策事業者 (届出者)の住所	名古屋市東区東新町1番地
工場等の名称	技術開発本部
工場等の所在地	名古屋市緑区大高町字北関山20-1
業種	電気・ガス・熱供給・水道業
業務部門における 建築物の主たる用途	事務所
建築物の所有形態	自社ビル等(自ら所有し自ら使用している建築物)
事業の概要	工学研究所
計画期間	令和7年4月1日 ~ 令和10年3月31日

2 地球温暖化対策計画書の公表方法等

公表期間	令和7年7月23日 ~ 令和10年3月31日		
公表方法	<input type="checkbox"/>	掲示 閲覧	(場所)
	<input checked="" type="checkbox"/>	ホーム ページ	(HPアドレス) https://www.chuden.co.jp/csr/environment/kohyo/taisaku/
	<input type="checkbox"/>	冊子	(冊子名・ 入手方法)
	<input type="checkbox"/>	その他	(その他詳細)
公表に係る問合せ先	052-621-6101		

3 地球温暖化対策の推進に関する方針及び推進体制

(1) 地球温暖化対策の推進に関する方針

中部電力グループ環境基本方針

中部電力グループCSR宣言に基づき、環境保全に関する基本方針を以下のとおり定める。

中部電力グループは、地球環境に配慮した良質なエネルギーを安全・安価で安定的にお届けすると同時に、「コミュニティサポートインフラ」の創造による「新しいコミュニティの形」を提供し、「一歩先を行く総合エネルギー企業グループ」として、持続的な成長を目指していきます。この実現に向けて、環境経営を的確に実践するとともに、社員一人ひとりが自ら律して行動し、あらゆる事業分野における脱炭素社会・自然共生社会・循環型社会を目指した取り組みを通じて、持続可能な社会の発展に貢献します。



自然との共生

自然との共生に努めます

- 豊かな自然環境を守るために多様な生物の生態系や水資源の持続可能性に配慮し、事業活動を行います



循環型社会の実現

循環型社会の実現をめざします

- 資源の消費削減を図るとともに、廃棄物の発生抑制や資源の再利用/リサイクルにより紙分量の最小化に努めます



環境意識の向上

環境意識の向上に努めます

- 環境とエネルギーに関して、地域社会の皆さまとのコミュニケーションを深めます
- 環境に配慮した行動の自発的にできる人材を育成し、社会に貢献します

中部電力グループは、環境への取り組みについて、継続的な改善を進めるとともに、適時適切に情報を開示します。
(2021年3月現在)

～「ゼロエミチャレンジ2050」の達成に向けて～



脱炭素社会の実現

脱炭素社会の実現に貢献します

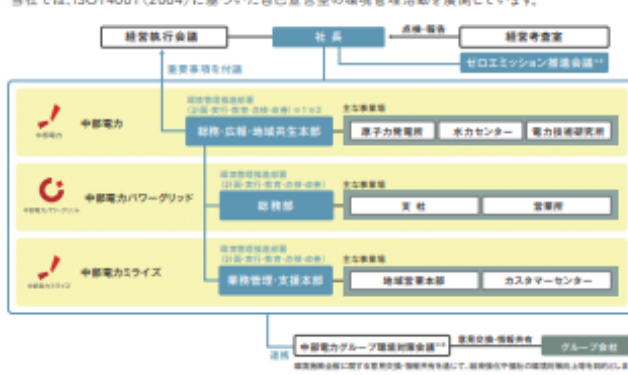
- 安全性の向上と地域の皆さまの信頼を最優先に、原子力発電の活用に向けた取り組みを進めます
- 水力、太陽光、陸上風力、バイオマスに加え、洋上風力や地熱等の新たな取り組みも含め、再生可能エネルギー事業を積極的に展開します
- 再生可能エネルギー電源や蓄電池の有効活用を可能とする電力品質の確保に向けた取り組みを進めます
- エネルギーの最適利用を可能とするデジタル化を通じて、省資源な設備の形成・運用に努めるとともに、お客さま協会のコミュニティサポートインフラを創造し、社会のニーズにお応えすることで、お客さまや社会と共に電化・脱炭素化に貢献します

(2) 地球温暖化対策の推進体制

中部電力グループ環境管理体制

【 中部電力の環境管理 】

中部電力グループでは、中部電力グループ環境基本方針に基づく経営目標やその取り組みについてPDCAサイクル(Plan(計画)・Do(実行)・Check(評価)・Action(改善))を回す環境管理活動を展開しています。当社は、ISO14001(2004)に基づいた自己宣言型の環境管理活動を展開しています。



2023年6月現在

※1 中部電力グループの環境方針・行動指針等の策定・改訂は、総務 広報 地域共生本部(環境担当役員)が、関係する3社(中部電力、中部電力パワーグリッド、中部電力エナジー)の承認を得ることで実施。重要事項は経営執行会議へ付議する。

※2 PDCAサイクルに基づく環境管理活動を推進するため、3社に適用する社内規程を整えて運用している。なお、その規程において、中部電力や中部電力パワーグリッドの事業場を対象に環境法やISO14001(環境法)も定められた運用する旨を定めており、法令遵守に努めている。

※3 グループ会社28社(中部電力パワーグリッド、中部電力エナジーを除く)で構成され、重要度や情報共有などを定期的に検討し、各社の事業場等に合わせた効果的な環境管理活動を推進している。

※4 2021年3月に更新した本会議は、社長賞の授賞状として、3社(中部電力、中部電力パワーグリッド、中部電力エナジー)およびグループ会社における重要事項および重要事項に関する重要事項・情報共有を通じて、環境経営の推進に貢献した者を表彰します。

4 温室効果ガスの排出の状況

基準年度（令和 6 年度）の温室効果ガス排出の状況

①エネルギー起源二酸化炭素の排出量		1,459	t-CO ₂
① （温 室を 除く 二室 酸効 く 化果 炭ガ 素排 換算 排出 量）	②非エネルギー起源二酸化炭素		t-CO ₂
	③メタン		t-CO ₂
	④一酸化二窒素		t-CO ₂
	⑤ハイドロフルオロカーボン類		t-CO ₂
	⑥パーフルオロカーボン類		t-CO ₂
	⑦六ふっ化硫黄		t-CO ₂
	⑧三ふっ化窒素		t-CO ₂
	温室効果ガス総排出量（①～⑧合計）		1,459

5 温室効果ガス排出量の抑制に係る目標

（1）温室効果ガス排出量の抑制目標

温室効果ガスの抑制の目標設定方法	総排出量及び原単位排出量
------------------	--------------

項 目	基準年度 令和 6 年度 排出量（実績）		目標年度 目標排出量		令和 9 年度 目標削減率	
	温室効果ガス 総排出量	1,459	t-CO ₂	1,415	t-CO ₂	3.0

項 目	基準年度 令和 6 年度 排出量（実績）		目標年度 目標排出量		令和 9 年度 目標削減率	
	原単位当たりの 排出量		t-CO ₂		t-CO ₂	

（2）目標設定の考え方

エネルギーの使用の合理化等に関する法律（省エネ法）に基づき、削減目標を年1%として、3年間で3%の削減目標とした。

備考1 温室効果ガスの排出の状況のうち、エネルギー起源二酸化炭素を除く温室効果ガスの排出量については、温室効果ガスの種類ごとに3,000トン以上の場合に限り計上してください。
 備考2 温室効果ガス総排出量とは、エネルギー起源二酸化炭素の排出量と、種類ごとに3,000トン以上の温室効果ガスの排出量の合算をいいます。
 備考3 原単位当たりの排出量とは、事業活動の特性を的確に示すものとして事業者自らが選択する工場等の床面積、製品の出荷量その他の指標になる単位量当たりの温室効果ガス排出量をいいます。

6 温室効果ガスの排出の抑制等に係る措置

(1) 自らの事業活動に伴い排出される温室効果ガスの抑制に係る措置

取組の区分	具体的な取組の内容	取組の目標
一般管理/エネルギー使用量等の把握及び管理	エネルギー使用量の把握・計測・記録・分析	使用電力量から抑制目標の達成状況を確認する。
省エネルギー・省資源の推進/空調	①オフィスの知的生産性や実験施設での品質・安全性を確保した無駄のない条件設定および運転時間管理 ②エネルギー使用効率の高い機器の導入	①ビル管理室で建物空調を集中管理し、最適な設備運用を行う。 ②老朽空調機器を順次更新する。
省エネルギー・省資源の推進/照明	①昼休みなど従業員不在時の不要照明消灯 ②水銀条約に基づく蛍光灯の2027年末蛍光灯の製造・輸出入の廃止に対応して、順次LED化	蛍光灯照明設備を順次更新する。
自動車利用における取組	社有車の電動車への更新	令和12年度までに社有車を全て電動車に更新する。

指針第1号様式

(2) 非化石エネルギーへの転換に関する措置

ア 非化石電気に関する目標

指標	目標 (2030年度)
使用電気全体に占める 非化石電気の比率	<input type="text"/> %

イ 計画期間における非化石エネルギーの利用

(3) 環境価値 (クレジット等) の活用

(4) その他の地球温暖化対策に係る措置

(5) 「環境保全の日」等に特に推進すべき取組